



ケイトウ



編集発行人
河合 孝彦
税理士
社会保険労務士
〒910-0019
福井市春山1丁目9番13号
TEL 0776(22)0897(代)
FAX 0776(27)6199
<http://kawai.zei-mu.com>

9月の税務と労務

9月

(長月) September

15日・敬老の日 23日・秋分の日

- 国 税 / 8月分源泉所得税の納付 9月10日
- 国 税 / 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 9月30日
- 国 税 / 1月決算法人の中間申告 9月30日
- 国 税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 9月30日



日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	・	・	・	・

メタボ健診の診療費も医療費控除の対象に

本年4月から、40～74歳を対象に特定健康診査（メタボ健診）が実施されていますが、診査結果に基づき行われる特定保健指導を受ける人のうち、高血圧症、脂質異常症、糖尿病のいずれかの基準に該当する人が、その診療等のため自己負担した診療（治療）費は、医療費控除の対象に追加されています。



協会けんぽ

がスタート

10月1日
から



現在国が運営している政府管掌健康保険（中小企業等で働く従業員やその家族が加入している健康保険で、政管健保という略称で呼ばれている）が、平成二十年十月一日以降、国から独立し、全国健康保険協会（以下、協会けんぽ）として発足します。

協会けんぽは、都道府県ごとに支部を設け、生活習慣病の予防など地域の実情に応じた新しい健康保険事業を行います。

以下、協会けんぽに移行後の仕組み、当面の被保険者証の取扱い、患者の自己負担割合や保険給付の内容、各種保険料などについて、QA方式で説明します。

Q1 健康保険の保険者

健康保険の保険者について教えてください。

A 健康保険（日雇特別被保険者の

保険を除く）の保険者は、協会けんぽと健康保険組合です。協会けんぽは、健康保険組合の組合員でない被保険者の保険を管掌します。

Q2 協会の行う業務

協会はどのような業務を行うのですか。

A 協会は、次の業務を行います。

(1) 保険運営の企画

都道府県別の保険料率の設定

財政運営

業務改革・サービスの向上

医療費分析、情報提供

高齢者医療確保法の規定

による前期高齢者納付金等、

後期高齢者支援金等、介護保

険法の規定による納付金（介

護納付金）の納付に関する業

務

(2) 業務

保険給付

被保険者証の発行・再発行

保険給付

窓口サービス・相談

レセプト（診療報酬明細書）

の点検

(3) 保健事業（予防）

健診

保健指導

情報提供・相談

Q3 社会保険事務所が行う業務

社会保険事務所が行う業務について教えてください。

A 社会保険事務所は、主として

適用・徴収の業務を行います。

被保険者の資格の得喪の確認

額

標準報酬月額及び標準賞与

額の決定

各種変更届

保険料の徴収（任意継続被保

険者に係るものを除く）及びこ

れらに附帯する業務

手続きは、会社を通じて、厚生

年金保険の手続きと併せて行い

ます（任意継続被保険者について

は、協会けんぽが直接行う）。な

お、被保険者の資格の得喪の確認

は、協会けんぽの被保険者は社会保険事務所、組合健保の組合員はその健保組合が行います。

Q4 被保険者証の取扱い

被保険者証は、いつごろ切り替わるのですか。

A 従前から政管健保に加入して

いた人については、十月一日以

降順次、新たな被保険者証への切

替えが行われます。これらの被保

険者証の切替えの手続きは、一般

の被保険者は会社を通じて、任意

継続被保険者は直接自宅に郵送

することにより行われます。

また、十月一日以降新たに協

会けんぽに加入する人や被保険

者証の再交付の申請をした人には、

協会けんぽから新たな被保

険者証が発行されます。

なお、被保険者証の切替えが

完了するまでは、現在所持して

いる被保険者証は引き続き医療

機関等で使用できます。

Q5 健康保険の保険給付

健康保険の給付は、都道府県でバラツキが出るのですか。

A 医療機関で受診した場合の自

己負担割合や高額な医療費を負

担した場合の自己負担限度額、傷病手当金や出産手当金などの現金給付の金額や支給要件など、健康保険の保険給付の内容及び水準などは、協会けんぽ設立後も変わりません。

保険給付の申請窓口は、協会けんぽの各都道府県支部（社会保険事務所の一角に協会の窓口を設置する予定）となります。

Q6 一般保険料率

協会けんぽの一般保険料率について教えてください。

A

協会けんぽの被保険者に係る一般保険料率は、健保組合と同様3%～10%の範囲内において、支部被保険者（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び都道府県の区域内に住所または居所を有する任意継続被保険者をいう）を単位として協会けんぽが決定します（都道府県単位保険料率という）。

現行では一律八・二%の保険料率ですが、協会けんぽ設立後は都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率に設定されます。これにより、医療費が多

くかかっている都道府県では、保険料率の上限が最大で10%に引き上げられる可能性がります。

ちなみに、厚生労働省が二〇三年度の医療給付費等の実績をもとに各都道府県ごとの保険料率を試算したところ、最高の北海道（八・七%）と最低の長野県（七・六%）で一・一%もの差がありました。

Q7 施行時の保険料率

十月一日時点の保険料率を教えてください。

A

協会けんぽ設立時の健康保険の一般保険料率（基本保険料率＋特定保険料率）は、協会が都道府県単位保険料率を決定するまでの間は、施行の日の前日（九月三十日）における政管健保の一般保険料率（八・二%）が適用されます。協会けんぽ設立後は、一年以内に、都道府県毎に地域の医療費を反映した保険料率を設定することとされています。なお、保険料率を変更する場合は、厚生労働大臣の認可が必要となります。

都道府県単位の保険料率の場

合、年齢構成の高い都道府県ほど医療費が高くなるため、保険料率が高くなり、また所得水準の低い都道府県ほど同じ医療費でも保険料率が高くなることから、年齢構成や所得水準の違いは都道府県間で調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定することとされています。また、都道府県単位保険料率への移行に伴い、保険料率が大幅に上昇する場合には五年間の激変緩和措置を講ずることとなっています。

この他、二年ごとに五年間の収支の見通しの作成及び準備金の積立が義務づけられます。

Q8 特定保険料率

特定保険料率はどうに決められるのですか。

A

原則的には現行どおりで、各年度において、保険者が納付すべき前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等（協会けんぽの場合は、その額から国庫補助額を控除した額）の合算額をその年度の被保険者の総報酬額の総額の見込額で割った率を基準に決定されます。ちなみに、本年

度の特定保険料率は三・三%です。

Q9 介護保険料率

介護保険料率はどうに決められるのですか。

A

介護保険料率は、各年度において、保険者が納付すべき介護納付金の額（協会けんぽの場合は、その額から国庫補助額を控除した額）をその年度の介護保険の第二号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で割った率を基準に決定され、本年度は一・一三%です。

Q10 保険料の納付

保険料の納付方法について教えてください。

A

保険料納付の手続きの窓口は、次のとおりです。

- 、 以外の場合
- 従来と同様、会社（事業所）を経由して管轄の社会保険事務所
- 任意継続被保険者の場合
- 協会けんぽ
- 健保組合の組合員の場合
- 当該健保組合

義肢等補装具の支給制度

作事中・通勤途上の災害によりケガや病気（傷病）になった人で、その治ゆ後一定の障害が残り、障害（補償）給付等の支給決定を受けた人または受けると見込まれる人が、円滑に社会復帰できるようサポートするために、義肢等補装具の支給が行われています。

支給種目

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ① 義肢 | ⑬ 歩行車 |
| ② 上肢装具及び下肢装具 | ⑭ 収尿器 |
| ③ 体幹装具 | ⑮ ストマ用装具 |
| ④ 座位保持装置 | ⑯ 歩行補助つえ |
| ⑤ 盲人安全つえ | ⑰ かつら |
| ⑥ 義眼（コンタクト義眼を含む） | ⑱ 浣腸器付排便剤 |
| ⑦ 眼鏡（コンタクトレンズを含む） | ⑲ 床ずれ防止用敷布団 |
| ⑧ 点字器 | ⑳ 介助用リフター |
| ⑨ 補聴器 | ㉑ フローテーションパッド（車いす・電動車いす用） |
| ⑩ 人工喉頭 | ㉒ ギャッチベッド |
| ⑪ 車いす | ㉓ 重度障害者用意思伝達装置 |
| ⑫ 電動車いす | ㉔ 筋電電動義手 |

支給されるものは、下表の24種目で、それぞれに耐用年数が定められています。これらは無料で被災労働者に支給され、き損した場合には修理を受けることもでき、補装具等の採型または装着等のために出かけたときは、鉄道運賃などの旅費が支給されます。

ちなみに、この支給制度は、労災保険独自の社会復帰促進等事業の一環として行われるもので、保険給付ではありません。

契約期間満了後の保険給付

保険関係が成立している事業に使用される有期契約労働者が、契約期間満了前に業務上災害を被った場合であって、契約更新をしない場合の保険給付については、労災保険法上は、「保険給付を受ける権利は、労働者の退職（使用者による解雇、自己都合による退職、労働契約期間の満了による退職、定年退職、事業の廃止に伴う労働契約の終了等理由を問わず労働関係が終了することをいう）によって変更されることはない」と定めています。

したがって、労働契約が終了し、労働者としての身分を喪失した後であっても、療養を必要としなくなるまで引き続き必要な保険給付（療養補償給付。その他療養のため働くことができないときは、支給要件に該当する限り休業補償給付が支給される）を受けることができます。

ちなみに、保険給付を受ける権利は、現に発生している権利ばかりでなく、この事故により将来において発生するであろう権利も含まれます。

取締役として出向する場合

基本手当（失業給付）を受けるには、原則として離職の日以前二年間に被保険者期間が通算して十二カ月以上あることが原則ですが、離職の日以前二年間に、被保険者が他の事業主のもとに取締役として出向（報酬の一〇〇%を出向先が負担する場合）し、引き続き三〇日以上賃金の支払いを受けることができなかつた等一定要件を満たした場合は、賃金を受

けなかつた日数を加算して、四年間の中で被保険者期間が通算して十二カ月以上あるときには支給要件を満たしたことになります。このように取締役として出向する期間中は、被保険者資格はそのままにしておくことです。なお、同一の会社において取締役に就任する場合（兼務役員を除く）は、資格喪失の手続きが必要となります。